

大極殿の修景柵

設置工事費2倍に

着工が遅れ「法的問題なし」 1億2000万円増

平城遷都1300年祭の主会場、平城宮跡会場(奈良市)に復元された第一次大極殿の修景柵設置の工事費が、当初請負額1億2000万円から約2億4000万円に倍増し、17日の県議会総務警察委員会(小林茂樹委員長)の席上、萩田義雄委員(自民党改革)が取り上げた。稲山一八・県総務部長は「地方自治法など金額アップの契約変更にかかわる規定はない」と問題なしとの認識を示したが、委員から社会通念上、誰が見ても疑義を持たれない契約の執行が望ましい」との指摘もあった。

修景柵は、奈良時代に天皇が政務を司った施設を復元した大極殿と、その前庭を囲む板屋根付きの塀。高さ約2メートルの木製の柵で、周囲約800メートルを取り囲む形で設置した。県営繕課によると、

修景柵設置工事は、1300年祭で今年4月24日の平城宮跡会場の開幕に合わせて計画。昨年9月に入札を行い、奈良市の建設業者と1億2222万9300円(税込み)で契約締結。県産材を使い、工

中。各関係者が努力していたものの、修景柵設置工事に関しても大極殿本体工事のあおりを受け、測量ができないなど影響が出た。柵の基礎造成の位置や高さが確定せず、工事着工が遅延。さらに修景柵の設計見直しも確定せず、木材の調達遅れも加わって、工期を1カ月半短縮せざるを得なかった。そのため材木や工法など設計変更が必要となり、柵や南門、東西楼の基礎や柱の固定方

35万円となった。県営繕課は「1300年祭に間に合わせるための大前提があり、その点では問題ない措置だった。しかし、事業者間や請負業者との調整という意味では、少し課題を残したかもしれない」と話す。委員会で萩田委員は「倍近い金額変更は法律上も問題なく、可能なのか。また施工方法、

工事契約変更に関して、誤解を与えないよう、明確な説明を行うべきだ」と県の対応をただした。これに対し稲山部長が「(法的に)工事契約変更に関する規定はなく、問題はない」との従来県の立場を説明。一方で「こうした(工事費が)倍になるような契約は、県でもあまり記憶はない。契約変更はできるが、何でもできるというわけではなく、制限はある。工事現場での条件変更であり、今回はやむを得なかったと考えている」と理解を求めた。

〒630-8
集課化
務 売 文 出 不
本 総 営 編 版 文 出 不
TEL